

介護保険サービス

▶ 自宅で受けるサービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）…箕面市周辺の事業所はP69～

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの身の回りの支援を行います。

要支援1・2のかた、総合事業対象者のかた

▶ 訪問型サービス（総合事業）

利用者が自力でできず、家族や地域の支援が受けられないなどの場合に利用できます。

- ①市独自型（緩和型）サービス：身体介護の必要がないかたなどに、簡易な家事支援サービスを提供します。
- サービス費用の目安（利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。）

要介護度	内容	サービス費用（1回あたり）
要支援1・2 総合事業対象者	週2回が上限	約2,385円

- ②専門型（訪問介護相当）サービス：従前の介護予防訪問介護と同じサービスを提供します。
- サービス費用の目安（利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。）

要介護度	内容	サービス費用（1カ月あたり）
要支援1・2、 総合事業対象者	週1回程度の利用	約12,750円
	週2回程度の利用	約25,470円
	週2回程度を超える利用	約40,400円

※通院等のための乗車または降車の介助は利用できません。

※利用できる事業所は原則1か所のみです。

〈以下は広告スペースです〉

社会福祉法人 三養福祉会

特別養護老人ホーム

箕面の郷

デイサービス ケアハウス 体験利用できます！ 居宅介護支援事業所

緑

成長していく芽、元気の源

白

全てを包み込み受け入れる、
地域とともに

赤

心の温かさと情熱で



特別養護老人ホーム
ショートステイ
ケアハウス
ヘルパー
デイサービス
居宅介護支援事業所



お問い合せは…
〒562-0027 大阪府箕面市石丸1丁目14番1号
指定介護老人福祉施設 箕面の郷
TEL: 072 (749) 2277
FAX: 072 (749) 1713 三養福祉会 検索

訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、次のようなサービスを提供します。

- 食事、入浴、排泄などの身体介護
- 調理、洗濯などの生活援助
- 生活上の不安や介護に関する相談
- 通院等のための乗車又は降車の介助(※)

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区 分	利用時間	サービス費用(1回あたり)
身体介護	20分未満	約1,630円
	20分以上30分未満	約2,440円
	30分以上1時間未満	約3,870円
	1時間以上1時間30分未満	約5,670円
生活援助	20分以上45分未満	約1,790円
	45分以上	約2,200円
通院等のための乗車又は降車介助	1回につき	約 970円

※ 通院等のための準備から、車への乗降介助、病院内での受診の手続きや移動の介助など一連の介助が行われるもので、都道府県知事の指定を受けた訪問介護事業者のみが実施しています。移送に係る費用は別途負担が必要です。

※ 介護保険で利用できる生活援助は、適切なケアプランに基づき、次のような理由により自ら行うことが困難であると認められた、掃除、洗濯、調理など日常生活に必要な家事の支援(そのために必要な一連の行為を含む)です。

- 利用者が一人暮らしの場合
- 利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合
- 利用者の家族等が障害や疾病でなくても、その他の事情により家事が困難な場合

例えば、

- 家族が高齢で筋力が低下していて、行うことが難しい家事がある場合
 - 家族が仕事で不在の時に行わなければ日常生活に支障がある場合
 - 家族が介護疲れが重く、深刻な問題が起きるおそれがある場合
- などがあります。

上記のように、利用者に同居家族がいるということだけで一律に生活援助が利用できないわけではありません。ご家族の状況等を確認した上で、利用が可能な場合もありますので、担当のケアマネジャー等にご相談ください。

介護保険における生活援助には、一般的には次のようなサービスは含まれませんのでご注意ください。

- (1) 「直接本人の援助」に該当しない行為
(主として家族の利便に供する行為、または家族が行うことが適当と判断される行為)
- 利用者以外のかたのための洗濯、調理、買い物、布団干しなど
 - 主として利用者が使用する居室以外の掃除
 - 来客の接待(お茶、食事の手配等)
 - 自家用車の洗車・清掃 など

- (2) 「日常生活の援助」に該当しない行為
- ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - 草むしり
 - 花木の水やり
 - 犬の散歩等ペットの世話 など
 - 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
 - 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - 植木の剪定等の園芸
 - 正月、節句等のための特別な手間をかけて行う調理 など

夜間対応型訪問介護

夜間に、ホームヘルパー等が自宅を定期訪問し、入浴、排せつ、食事などの身の回りの支援を行うほか、通報システムによる随時の対応を行います。

※要支援1・2のかたは利用できません。

要介護1～5のかた

- サービス費用の目安 (利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

内容	サービス費用
基本夜間対応型訪問介護費(1カ月あたり)	約 9,890円
定期巡回サービス(1回あたり)	約 3,720円
随時訪問サービス(1回あたり)	約 5,670円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護…箕面市内の事業所はP72へ

介護サービスと看護サービスが連携を図って1日に複数回の「短時間の定期訪問」と「随時の対応」を提供します。24時間の対応が可能です。

※要支援1・2のかたは利用できません。

要介護1～5のかた

- サービス費用の目安(1カ月あたり)(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

内容	要介護度	サービス費用
介護・看護利用者 (訪問看護サービスを行う場合)	要介護1	約 79,460円
	要介護2	約124,130円
	要介護3	約189,480円
	要介護4	約233,580円
	要介護5	約282,980円

〈以下は広告スペースです〉

自分の大切な人を、看てもらいたいと思えるサービスを届けたい。



管理者/看護師 金澤 孝枝



ももの木

LINE × ももの木

ももの木のLINE公式アカウント
友だち募集!!

検索ID @zig9531u

今すぐ友だち追加!

医療と介護の専門家が無料で相談に応じます。
【友達追加】から上記IDを検索するか右のQRコードを読み込んでください。





訪問看護リハビリステーション・ケアプランセンター 豊中市新千里南町2丁目12-10

【訪問看護・リハビリ】
TEL:06-6152-7640

【ケアプランセンター】
TEL:06-6170-5480

24時間安心対応

皮膚・排泄ケア認定看護師在籍

介護医療保険

高齢者小児リハビリ

重度者対応

メディカルアロマ対応

MLDリンパドレナージ

精神医療

障害医療



ライフウェイズ株式会社

ももの木 検索

訪問看護…箕面市内の事業所はP73へ

訪問看護ステーションや病院から、看護師等が定期的に家庭を訪問して、医師の指示のもと、健康状態の観察及び症状に応じた看護又は療養上必要な支援を行います。

要支援1・2のかた

➤ 介護予防訪問看護

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	利用時間	サービス費用(1回あたり)
訪問看護 ステーションから	20分未満※1	約 3,030円
	30分未満	約 4,510円
	30分以上1時間未満	約 7,940円
	1時間以上1時間30分未満	約10,900円
	理学療法士等が訪問した場合※2	約 2,840円
病院又は診療所から	20分未満※1	約 2,560円
	30分未満	約 3,820円
	30分以上1時間未満	約 5,530円
	1時間以上1時間30分未満	約 8,140円

要介護1～5のかた

➤ 訪問看護

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	利用時間	サービス費用(1回あたり)
訪問看護 ステーションから	20分未満※1	約 3,140円
	30分未満	約 4,710円
	30分以上1時間未満	約 8,230円
	1時間以上1時間30分未満	約11,280円
	理学療法士等が訪問した場合※2	約 2,940円
病院又は診療所から	20分未満※1	約 2,660円
	30分未満	約 3,990円
	30分以上1時間未満	約 5,740円
	1時間以上1時間30分未満	約 8,440円

- ※1 ①利用者に対して、週1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。
 ②利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること。
 ※2 「理学療法士等」とは、「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」のことをいう。

〈以下は広告スペースです〉

事業所番号：2761490214



<https://kirarahoukan.com>

株式会社看護リハビリサポートチーム きららリハビリ訪問看護ステーション



乳幼児から高齢者まで経験豊富な
スタッフが訪問し在宅生活を看護
とリハビリでサポートします。

お問い合わせはお気軽にこちらまで

フリーダイヤル イーヨ ヨヨイナ

0120-14-4417

受付時間：平日9：00～18：00(土日除く)
箕面市船場東1-16-9-3F

24時間365日
オンコール対応



訪問入浴介護

入浴が困難なかたの家庭を訪問し、簡易の浴槽等を使ってベッドサイドで入浴の介助を行います。また、看護師による体温や血圧、脈拍などの健康チェックも行います。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防訪問入浴介護

- サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

1回あたり

約8,560円

要介護1～5のかた

▶ 訪問入浴介護

- サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

1回あたり

約12,660円

訪問リハビリテーション…箕面市内の事業所はP72

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、心身の機能の維持回復をはかり、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション(機能訓練等)を行います。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防訪問リハビリテーション

- サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

1回(20分間)あたり

約2,980円

要介護1～5のかた

▶ 訪問リハビリテーション

- サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

1回(20分間)あたり

約3,080円

〈以下は広告スペースです〉

Enjoy 訪問看護ステーション

私たちは、ご利用者様やご家族様に寄り添い、
住み慣れた自宅で安心して過ごしてもらえよう
に、また何気ない日常に「楽しみ」をみつけて
いただけるように笑いのある時間を
共有し、心のこもった温かい
看護を提供します。

まずはお気軽にお問い合わせください

TEL:072-720-3033

FAX:072-720-3034

H P:<https://hp.kaipoke.biz/un2/>

株式会社 WE-ETP 箕面市箕面 6 丁目 7-47-201
事業所番号 2761490305



居宅療養管理指導

医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師などが家庭を訪問して、居宅での療養上の必要な管理や指導を行います。また、居宅介護支援事業所やその他サービス事業所に対して、サービス利用上の必要な情報提供を行います。

▶ ご注意ください！

介護サービスの「居宅療養管理指導」を利用する場合は、医療保険からの同様のサービス（訪問薬剤管理指導、訪問栄養食事指導など）を受けることはできません。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5のかた

▶ 居宅療養管理指導

- サービス費用の目安（利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。）
- 介護予防居宅療養管理指導と居宅療養管理指導のサービス費用は同じです。

区 分		利用限度額	サービス費用 (1回あたり)
医師又は 歯科医師による 指導	在宅の利用者に対して行う場合	1カ月に2回まで	約5,150円
	同一建物居住者(※)に対して行う場合		約4,870円
医療機関の 薬剤師による 指導	在宅の利用者に対して行う場合	1カ月に2回まで	約5,660円
	同一建物居住者に対して行う場合		約4,170円
薬局の 薬剤師による 指導	在宅の利用者に対して行う場合	1カ月に4回まで	約5,180円
	同一建物居住者に対して行う場合		約3,790円
管理栄養士 による指導	在宅の利用者に対して行う場合	1カ月に2回まで	約5,450円
	同一建物居住者に対して行う場合		約4,870円
歯科衛生士 による指導	在宅の利用者に対して行う場合	1カ月に4回まで	約3,620円
	同一建物居住者に対して行う場合		約3,260円

※同一建物居住者とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居または入所している複数の利用者、小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスまたは認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者です。

通所介護(デイサービス)…箕面市周辺の事業所はP73～

デイサービスセンター(通所介護施設)などに通い、機能訓練や、食事・入浴等の介助などの日常生活上の支援を受けることができます。

また、介護者の介護負担の軽減をはかります。

要支援1・2のかた、総合事業対象者のかた

▶ 通所型サービス(総合事業)

①市独自型(緩和型)サービス:身体介護の必要がないかたなどに、介護予防のための運動やレクリエーションなどのサービスを提供します。

●サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

要介護度	内容	サービス費用(1回あたり)
要支援1・2、総合事業対象者	週2回が上限	全日型(5時間程度)
		半日型(3時間程度)
		約4,100円
		約3,965円

②市独自型(短期集中型サービス):健康管理の維持や改善、閉じこもり予防などのために集中的な支援が必要なかたに、3～6カ月程度、専門職による短期集中トレーニングなどのサービスを提供します。

●サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

要介護度	内容	サービス費用(1回あたり)
要支援1・2、総合事業対象者	週2回程度の利用	約4,365円

③専門型(通所介護相当)サービス:従前の介護予防通所介護と同じサービスです。

通所介護施設で、日常生活上の支援や生活機能向上支援(※1)を行う共通サービス(食事や入浴など)と、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など)を組み合わせ利用できます。

●サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度・内容	サービス費用(1カ月あたり)
共通サービス (送迎・入浴を含む。)	要支援1、総合事業対象者	約18,950円
	要支援2、総合事業対象者	約38,165円
選択的サービス	栄養改善	約 2,110円
	口腔機能の向上	約 1,690円
	生活機能向上グループ活動(※2)	約 1,060円

※1 生活行為の中で利用者の能力を引き出し、在宅生活で実際にその能力を生かすことができるように支援を行います。

※2 生活機能の向上を目的として、共通の課題があるグループで実施される日常生活を支援するための活動です。

※食費(調理費を含む)、おむつ代その他の日常生活費は別に負担が必要です。

〈以下は広告スペースです〉

家族愛から笑顔の輪へ

社会福祉法人 豊中ファミリー

アリス箕面



デイサービス[1日/半日]

看護師や理学療法士、介護福祉士など専門職のスタッフが充実した質の高いサービスを提供します。

認知症対応デイサービス

安心・安全に過ごしていただくことはもちろん、ご利用者様がこれまでにご家庭や社会の中で担っていた役割を見つけ出し、生きがいを見つけるお手伝いをさせていただきます。

ケアプランセンター

ケアマネジャー(介護支援専門員の資格者)が、介護に関する相談、要介護認定の申請代行を行い、ご本人に合った介護サービス計画を作成します。

お気軽にご相談ください。

箕面の山



アクセス

阪急バス箕面市立病院前下車2分(約150m)
〒562-0015 箕面市稲 5-2-40

社会福祉法人 **豊中ファミリー** TEL:072-728-8000

https://toyonakafamily.com FAX:072-728-0110

要介護1～5のかた

▶ 通所介護

通所介護施設で、日常生活上の支援（食事や入浴など）や、生活機能向上のための支援を行います。
事業所により、難病やがん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）などの要介護者を対象とした療養通所介護サービスを利用できる場合があります。（※3）

● サービス費用の目安（利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。）

利用時間	要介護度	サービス費用（1回あたり）
7時間以上 8時間未満の場合 （※4）	要介護1	約 6,580円
	要介護2	約 7,770円
	要介護3	約 9,000円
	要介護4	約10,230円
	要介護5	約11,480円

※3 療養通所介護費（6時間以上8時間未満）…1月につき約127,850円

※4 利用する施設の規模によって、費用が異なります。

▶ 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模なデイサービスセンター（通所介護施設）に通い、食事・入浴等の介助などの日常生活上の支援や機能訓練等を受けることができます。

● サービス費用の目安（利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。）

利用時間	要介護度	サービス費用（1回あたり）
7時間以上 8時間未満の場合 （※4）	要介護1	約 7,530円
	要介護2	約 8,900円
	要介護3	約10,320円
	要介護4	約11,720円
	要介護5	約13,120円

※食費（調理費を含む）、おむつ代その他の日常生活費は別に負担が必要です。

〈以下は広告スペースです〉

地域密着*高齢者に優しい造園屋

剪定、伐採、草刈り（除草）作業等々、お庭のお手入れなら当社にお任せください。

草木の手入れ ◆ 草刈・草取り ◆ 薬剤散布 ◆ 剪定 ◆ 移植・伐採・伐根 造 園 ◆ 和風庭園 ◆ ガーデニング ◆ 洋風庭園



ヒログリーンサービス

Hiro Green Service

随時作業員募集
18歳～ 男女問わず
経験者優遇
早朝でも勤務可能な方
詳細につきましては
お問い合わせください。
箕面市新稲5-8-6
TEL 072-721-6104
携帯 090-8203-2728
PCメールアドレス
hiro190max@yahoo.co.jp

こんな方は是非、お気軽にお問い合わせください。
*体力が無くなって庭の手入れが出来なくなってきた。
*樹木の枝が境界からはみ出ている。
*枝が電線に絡んで危ないので何とかして欲しい。
*今の業者さんの作業内容、料金に不満がある。
勿論、お見積りは無料です。

365日、土、日、祝日も営業（8～18時）



ヒログリーンサービス 検索

http://www.hiro-green.com/

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）…箕面市内の事業所はP76へ

認知症のかたを対象とした専門的なケアを目的に、デイサービスセンター等に日帰りで通い、入浴、排せつ、食事等の支援や機能訓練等を受けることができます。

利用者の選択により、入浴介助、個別機能訓練、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを受けることができます場合があります。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防認知症対応型通所介護

- サービス費用の目安（利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。）

7～8時間利用の場合（1回あたり）

要支援1	約8,610円	要支援2	約9,610円
------	---------	------	---------

グループホームの共同生活室等で7～8時間利用の場合（1回あたり）

要支援1	約4,840円	要支援2	約5,130円
------	---------	------	---------

要介護1～5のかた

▶ 認知症対応型通所介護

- サービス費用の目安（利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。）

7～8時間利用の場合（1回あたり）

要介護1	約 9,940円	要介護3	約12,100円
要介護2	約11,020円	要介護4	約13,190円
		要介護5	約14,270円

グループホームの共同生活室等で7～8時間利用の場合（1回あたり）

要介護1	約5,230円	要介護3	約5,600円
要介護2	約5,420円	要介護4	約5,780円
		要介護5	約5,980円

※入浴介助や個別機能訓練等を利用する場合は、別途費用が加算されます。

※食費（調理費を含む）、おむつ代その他の日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)…箕面市内の事業所はP76へ

介護老人保健施設や医療機関などに通い、心身の機能の維持回復のための機能訓練等や食事・入浴等の介助などの日常生活上の支援を受けることができます。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防通所リハビリテーション

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度・内容	サービス費用(1カ月あたり)
共通的サービス	要支援1	約22,680円
	要支援2	約42,280円

要介護1～5のかた

▶ 通所リハビリテーション

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

利用時間	要介護度	サービス費用(1回あたり)
7時間以上 8時間未満の場合	要介護1	約 7,620円
	要介護2	約 9,030円
	要介護3	約10,460円
	要介護4	約12,150円
	要介護5	約13,790円

※利用する施設の規模によって、費用が異なります。

※食費(調理費を含む)、おむつ代その他の日常生活費は別に負担が必要です。

〈以下は広告スペースです〉

医療法人 ガラシア会
施設入所 短期入所療養介護 通所リハビリテーション
介護老人保健施設 ニューライフガラシア

ガラシア訪問看護ステーション
TEL 072-727-1866

指定居宅介護支援事業所 ケアプラン ガラシア
TEL 072-729-2347

TEL 072-729-2346
箕面市粟生間谷西 6-14-1 FAX 072-729-7951

小規模多機能型居宅介護…箕面市内の事業所はP76へ

デイサービスのような通所サービスを中心に、必要に応じて自宅への訪問による介助や宿泊サービスを提供します。居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成も、同じ小規模多機能型居宅介護事業所で行います。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防小規模多機能型居宅介護

- サービス費用の目安(1ヵ月あたり。利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

要支援1	約34,500円	要支援2	約69,720円
------	----------	------	----------

要介護1～5のかた

▶ 小規模多機能型居宅介護

- サービス費用の目安(1ヵ月あたり。利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

要介護1	約104,580円	要介護3	約223,590円
要介護2	約153,700円	要介護4	約246,770円
		要介護5	約272,090円

※食費(調理費を含む)、宿泊費、おむつ代その他の日常生活費は別途必要です。

〈以下は広告スペースです〉

濱口鍼灸整骨院

〒562-0044 箕面市半町3-12-11

はり師、きゅう師:
濱口予志枝

まずはご相談下さい

☎072-722-3613

完全予約制・時間外対応

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
10:00~18:00	○	○	○	○	○	○	○



看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有したサービス(利用者の状態に応じた通所・宿泊・訪問(介護・看護)サービス)を提供します。

※要支援1・2のかたは利用できません。

要介護1～5のかた

- サービス費用の目安(1月あたり)(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

要介護1	約124,470円	要介護3	約244,810円
要介護2	約174,150円	要介護4	約277,660円
		要介護5	約314,080円

短期入所生活介護(ショートステイ)…箕面市内の事業所はP76へ

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所して、食事・入浴・排せつ等の介護などの日常生活上の支援や機能訓練等を受けて過ごします。また、介護者の介護負担の軽減をはかります。

▶ 短期入所(ショートステイ)利用時の注意点

短期入所を連続して利用する場合は、30日が限度となります。

また、短期入所は在宅生活を継続していくために利用するサービスであることを踏まえ、利用日数は要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりません。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防短期入所生活介護

- サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用(1日あたり)
併設型・ユニット型 介護老人福祉施設の利用の場合	要支援1	約5,290円
	要支援2	約6,560円

要介護1～5のかた

▶ 短期入所生活介護

- サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用(1日あたり)
併設型・ユニット型 介護老人福祉施設の利用の場合	要介護1	約7,040円
	要介護2	約7,720円
	要介護3	約8,470円
	要介護4	約9,180円
	要介護5	約9,870円

※食費(調理費を含む)及び滞在費等について別に負担が必要です。

※食費及び居住費は、所得に応じて軽減される場合があります。(→P48)

短期入所療養介護(ショートステイ)…箕面市内の事業所はP76へ

介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、医学的管理下で食事・入浴・排せつ等の介護などの日常生活上の支援や機能訓練等を受けて過ごします。また、介護者の介護負担の軽減をはかります。

▶ 短期入所(ショートステイ)利用時の注意点

短期入所を連続して利用する場合は、30日が限度となります。

また、短期入所は在宅生活を継続していくために利用するサービスであることを踏まえ、利用日数は要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりません。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防短期入所療養介護

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用(1日あたり)
併設型・多床室 介護老人保健施設の利用の場合	要支援1	約6,130円
	要支援2	約7,740円

要介護1～5のかた

▶ 短期入所療養介護

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用(1日あたり)
併設型・多床室 介護老人保健施設の利用の場合	要介護1	約 8,300円
	要介護2	約 8,800円
	要介護3	約 9,440円
	要介護4	約 9,970円
	要介護5	約10,520円

※食費(調理費を含む)及び滞在費等について別に負担が必要です。

※食費及び居住費は、所得に応じて軽減される場合があります。(→P48)

〈以下は広告スペースです〉

(有)サンメディカル

TEL 06-6848-0294

☎ 0120-455-561

豊中市上野坂1-1-12

介護用品販売
(車いす・介護用ベッド・歩行器)

レンタル

住宅改修

福祉用具の貸与…箕面市内の事業所はP76へ

身体機能が低下したかたの日常生活の自立を助ける福祉用具をレンタルします。あらかじめ期間を決めて使用し、定期的に必要性を見直します。

要支援1・2のかた

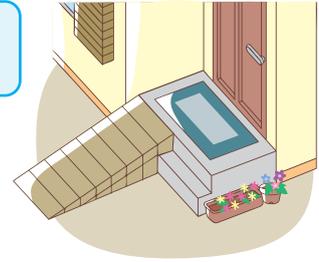
▶ 介護予防福祉用具貸与

対象となる用具

手すり
(工事を伴わないもの)



スロープ
(工事を伴わないもの)



歩行器



歩行補助つえ
(松葉杖、多点つえ等)



※この他に、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトについて、介護認定時の基本調査結果など、国が定める客観的な基準により必要と認められる場合は保険給付の対象となります。また、国が定める客観的な基準に該当しなくても、一定の条件に照らし主治医やサービス担当者会議、ケアマネジャーにおいてその用具の必要性が認められる場合は保険給付の対象になることがあります。(貸与前に市への申請が必要)

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用
介護予防福祉用具貸与	要支援1・2	事業者及び対象品目によって異なります
福祉用具貸与	要介護1～5	

〈以下は広告スペースです〉

介護用品・福祉用具のレンタル／販売／住宅改修

安心して生活を送れるよう、**住宅環境**を整えるお手伝いをさせていただきます。
ご相談のみでも、お気軽に下記電話番号へお問い合わせください。

ダスキンヘルスレント
箕面ステーション

〒562-0043 大阪府箕面市桜井3丁目8-2-102号

TEL 072-723-6087
FAX 072-723-6088

要介護1～5のかた

福祉用具貸与(要介護1のかたは給付対象とならない用具もあります)

対象となる用具

車いす(自走用標準型車いす、介助用標準型車いす、普通型電動車いす)



車いす付属品(クッションまたはパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等であって、車いすと一体的に使用されるもの)

自動排泄処理装置
(レシーバー部分などは、購入の対象となります。)

手すり(工事を伴わないもの)

スロープ(工事を伴わないもの)

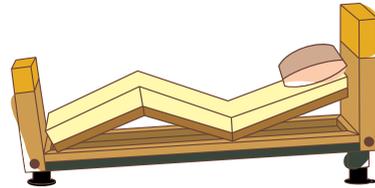
歩行器

歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)

認知症老人徘徊感知機器



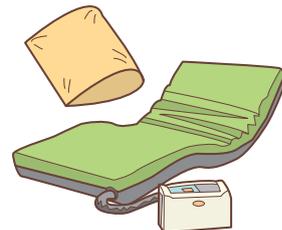
特殊寝台(背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの)



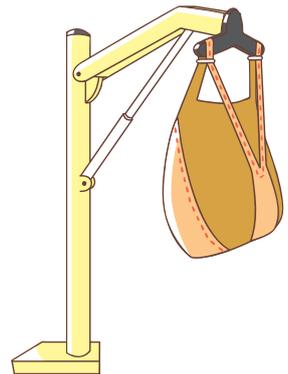
特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル等であって、特殊寝台と一体的に使用されるもの)

体位変換器(起き上がり補助装置を含む)

床ずれ防止用具
(エアーマット、ウォーターマット等)



移動用リフト(つり具の部分を除く)(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、段差移動用リフトを含む)



- * 要介護1のかたは、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置については原則保険給付の対象になりません。
- * 自動排泄処理装置のうち、尿のみを自動的に吸引するものは、要介護2～5のかたが保険給付の対象になります。尿及び便を自動的に吸引するものは、要介護4～5のかたが保険給付の対象になります。
- * ただし、介護認定時の基本調査結果など、国が定める客観的な基準により特に必要と認められる場合は対象となります。(貸与前に市への申請が必要)

介護・福祉用品サービスの総合メディカル



わたしたちは、やさしさとまごころと 安心をお届けいたします。

We send the good relief to you.

●福祉用具レンタル事業

プロの視点で適切な用具を選定。
信頼関係を築きながら、在宅生活をサポートします。



◆取り扱い品目

車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、
体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、
歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、
移動用リフト、など



●住宅改修事業

住環境の改善をはかることで在宅での自立を
支援し、介護の負担を軽減します。



簡単な住環境の改善で、より安全で
快適に暮らせる環境づくりを提案し、
ご本人の生活の質を高めるとともに、
ご家族の介護の負担軽減につなげて
います。

●福祉用具メンテナンス事業

気持ちよく、安心してご利用いただくために、
衛生管理・安全管理を徹底しています。

水洗洗浄・消毒、抗菌加工・乾燥から
保守・点検・保管までの工程を一元管理し、
徹底した衛生管理と補修、修理も含めた
安全性の確認・確保を行っています。



マットレス水洗洗浄・消毒機▶

●介護タクシー(あいであいタクシー)事業

車いすのまま乗り降りが可能、安全で快適な
外出をサポートします。



介護タクシーはスロープが取り付けられ、
車いすに座ったままでの乗り降りが可能。
また、歩行が困難な方は、玄関先から介
護タクシーまで手引き歩行でサポートし
ます。

車種はダイハツATRAI(小型タクシー)▶

居宅介護支援事業所 有限会社 ホームケア北摂

ご利用者の希望に寄り添い、
心の通ったサービスを提供。

ホームケア北摂では、箕面市を対象に、介護支援専門員
(ケアマネジャー)による居宅サービス計画(ケアプラン)
の作成を実施しています。

やさしさとまごころを安心と快適性にこめて

総合メディカル株式会社

事業所番号2771400211



ISO 9001:2000, JIS Q 9001:2000



サニタイズ(抗菌防臭)加工製品使用企業

お問い合わせ・ご相談は、
福祉用具専門相談員が承ります。

e-mail:info@sougoumedical.jp

本社 〒562-0011 箕面市如意谷2-10-35
TEL. 072-723-9121 Fax. 072-723-4033

豊中営業所 〒561-0892 豊中市山ノ上町8-10
TEL. 06-4865-3077 Fax. 06-4865-3087

箕面市総合保健福祉センター内 えいど工房
〒562-0014 箕面市萱野5-8-1 TEL. 072-727-9525

<https://www.sougoumedical.jp>



特定福祉用具購入費の支給…箕面市内の事業所はP76へ

介護・医療・年金室 TEL 724-6860 FAX 724-6040

介護が必要なかたの日常生活の自立を助けるための用具や介護に必要な用具で、入浴や排泄にかかわる用具などレンタルになじまない特定の用具を購入した場合に購入費を支給します。なお、都道府県知事等の指定を受けた事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限ります。

事業所ごとに福祉用具専門相談員が配置されており、購入の必要性などについてアドバイスを行います。

必要書類をそろえて市に申請が必要です。市で審査の上、後日、保険給付分(9割または8割または7割)を支給します。

費用の支払い方法

費用の全額を一度事業者を支払った後、市から9割または8割または7割分の払い戻しを受ける「償還払」と、費用の1割または2割または3割分を事業者支払い、残額を市が直接事業者を支払う「受領委任払」の2通りから選ぶことができます。

なお「受領委任払」は事業者への委任が必要になりますので、購入前にケアマネジャーもしくは介護・医療・年金室へご相談ください。

※「受領委任払」は介護保険料に未納・滞納がなく、給付制限を受けていないかたに限ります。

対象となる用具



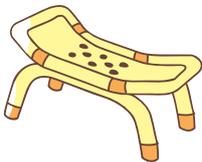
腰掛便座(補高便座、ポータブルトイレなど)



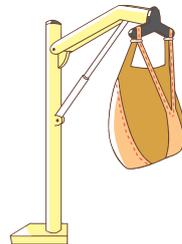
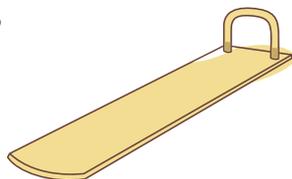
自動排泄処理装置の交換可能部品



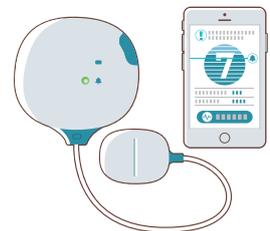
簡易浴槽



入浴補助用具(①入浴用いす、②浴槽用手すり、③浴槽内いす、④浴室すのこ、⑤浴槽内すのこ、⑥入浴台、⑦入浴用介助ベルト)



移動用リフトのつり具の部分



排泄予測支援機器

下記福祉用具はケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で貸与または購入を選択することが可能です。

スロープ

歩行器(歩行車を除く。)

単点杖(松葉杖を除く。)

多点杖

※4月から翌年3月までの1年間につき10万円分までが対象となります。

※原則として、同一品目の購入は1回限りです。

申請に必要な書類 ※は「受領委任払」のみ必要(購入前に市への申請が必要)

- 1) 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(市所定様式)
- 2) 振込先口座届出書(市所定様式)
- 3) 購入する福祉用具がわかるカタログなど(コピーでも可)
- 4) 領収書の原本
領収書原本の返却を希望される場合は、原本とコピーの両方を持参してください。
原本確認後に返却します。
- 5) 特定福祉用具販売計画の写し(様式については各事業所で定めたものでさしつかえありません)
- ※ 6) 受領委任払承認申請書(市所定様式)(対象者及び事業者の本人確認書類が必要)
- 7) 対象者の本人確認書類

住宅改修費の支給

事前相談・審査・書類の提出など 高齢福祉室 TEL 727-9500 FAX 727-3539
 支払関係 介護・医療・年金室 TEL 724-6860 FAX 724-6040

住宅の廊下や階段への手すりの取り付け、床の段差解消など、小規模な住宅改修に対しその費用を支給します。

▶ 対象となる住宅改修の範囲

- 1) 手すりの取り付け
- 2) 段差の解消
- 3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための、床又は通路面の材料の変更
- 4) 引き戸などへの扉の取り替え
- 5) 洋式便器などへの便器の取り替え、便器の位置・向きの変更
- 6) その他1から5の住宅改修に伴って必要となる工事

住宅改修に際しては、着工前にあらかじめ市に事前申請し審査を受ける必要がありますので、必ず担当のケアマネジャーまたは高齢者くらしサポートもしくは市の理学療法士、作業療法士に事前相談してください。市へのご相談の際は、対象のかたのご住所または小学校区をお知らせください。

事前審査完了後に確認通知を送付しますので、通知を受け取ってから工事を開始し、工事完了後にあらためて市に事後申請し審査を受けてください。市で審査の上、後日、保険給付分(9割または8割または7割)を支給します。

▶ 費用の支払い方法

費用の全額を一度事業者を支払った後、市から9割または8割または7割分の払い戻しを受ける「償還払」と費用の1割または2割または3割分を事業者支払い、残額を市が直接事業者を支払う「受領委任払」の2通りから選ぶことができます。

なお「受領委任払」は事業者への委任が必要になりますので、事前申請手続きの際にケアマネジャーもしくは介護・医療・年金室へご相談ください。

※「受領委任払」は介護保険料に未納・滞納がなく、給付制限を受けていないかたに限ります。

〈以下は広告スペースです〉

トータルヘルスケアショップ
ネーブルハウス箕面店

N'able House



地域最大級の介護用品店



お問い合わせ・ご相談は **072-729-0835**

眠りからはじめる 快眠ウェルネスクラブ

FitMin



毎週土曜日開催

無料体験受付中

3つの要素で新健康習慣スタイル!!



快眠運動 楽しいイベント オーダーメイド枕



- 箕面市船場西1丁目14-16
- 千里中央より阪急バス市立病院前バス停から南へ150m
- 箕面船場阪大前より500m(徒歩約8分)
- 営業時間 10:00~17:00
- 定休日 第1・3・5日曜日 祝日

nishikawa

ネーブルハウスは西川株式会社が提案する介護用品ショップです。

▶ 事前申請に必要な書類 ※は「受領委任払」のみ必要

- 1) 住宅改修費支給申請書(市所定様式)
- 2) 住宅改修が必要な理由書(市所定様式)
担当ケアマネジャーまたは高齢者くらしサポートの担当者が作成します。担当ケアマネジャー等がない場合は、市の理学療法士や作業療法士が作成することもできますので高齢福祉室に相談してください。
- 3) 住宅所有者の承諾書(市所定様式)
- 4) 見積書の原本(工事費内訳書を添付。事業者名の記載と押印のあるもの)
- 5) 平面図(見取り図)
- 6) 改修前の写真(日付が確認できるもの)
- ※ 7) 受領委任払承認申請書(市所定様式)(対象者及び事業者の本人確認書類が必要)
- 8) 対象者の本人確認書類

▶ 事後申請に必要な書類 (所定様式は事前審査後に確認通知と一緒に送付します。)

- 1) 住宅改修工事完了届(市所定様式)
- 2) 領収書の原本
領収書原本の返却を希望される場合は、原本とコピーの両方を持参してください。
原本確認後に返却します。
- 3) 改修後の写真(日付が確認できるもの)
- 4) 振込先口座届出書(市所定様式)
- 5) 対象者の本人確認書類
施工事業者が申請に来る場合は、事業担当者の本人確認書類と委任状

▶ 利用限度額は？

要介護認定区分にかかわらず、1人につき20万円(保険給付額は9割または8割または7割)です。ただし、要介護度が著しく重くなった場合や転居した場合は、改めて申請することができます。(複数回に分けて利用することもできます。)

※次の場合は、改めて20万円までの住宅改修費を利用することができます。

- ①初めて住宅改修に着工した日の要介護状態区分を基準として、要介護状態区分が3段階以上上がった場合(下表のとおり)。ただし、この取り扱いは同一住宅・同一被保険者について、1回限りです。

詳しくはお問い合わせください。

要支援1・経過的要介護(平成18年4月1日前は要支援)	→	要介護3・4・5
要支援2・要介護1	→	要介護4・5
要介護2	→	要介護5

(例)初めて住宅改修を着工した日が要介護2で、再度住宅改修に着工する日が要介護5の区分に上がった場合など。

- ②転居した場合

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円までの支給が可能です。

▶ 対象となる住宅は？

被保険者の住所地の住居が対象となります。実際に住んでいる住居であっても住所地でない場合は保険給付の対象になりません。

▶ 新築又は増改築の場合は？

新築の場合は保険給付の対象になりません。増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は対象になりませんが、増改築時の拡幅・拡張に伴い手すりを取り付ける場合などは、対象となることがありますので高齢福祉室にお問い合わせください。

▶ 入院・入所中の場合は？

- 1) 退院・退所後に備えて改修する場合は、入院・入所中でも事前申請を受け付けます。確認通知を受け取った後、工事に着工することはできますが、事後申請は退院・退所をして在宅で生活される状態になってから行ってください。退院・退所したものの、工事が完了しないうちに再び入院・入所となった場合の事後申請も同じです。
- 2) 入院・入所中に着工し、入院・入所期間が長引いた場合、工事完了日を起算日として2年間の間に退院・退所したときは、事後申請を行うことができます。
- 3) 在宅時に着工し、完了するまでの間に入院・入所し、結果的に在宅に戻らなかった場合は、入院・入所日までの工事進捗分が保険給付の対象となります。入院・入所日以降における改修費は自己負担となります。

▶ ご注意ください！

住宅改修について施工業者の指定はありませんが、不必要なリフォームを強引に勧めたり、不適切な工事で高額な費用を請求するなど悪質な業者が増えていますので十分注意してください。担当ケアマネジャー等への相談や複数の業者から見積もりを取ることをお勧めします。

▶ 市理学療法士・作業療法士による住宅改修相談

手すりの設置や段差解消等の住宅改修を考えているかた、福祉用具の相談があるかたやケアマネジャーからの相談を受け付けています。

まずは、お電話でご相談ください。

ご連絡の際は、対象者のご住所または小学校区をお知らせください。

連絡先：高齢福祉室 電話：727-9500

場所 総合保健福祉センター

えいど工房

総合保健福祉センター 地階 TEL 727-9525 FAX 727-9525

民間事業者により運営されています。車いすや介護用ベッド、トイレなどの福祉機器・介護用品を展示しています。また、使用方法や制度利用の相談に応じ、販売・貸与を行っています。各種福祉機器のカタログも取りそろえていますので、お気軽にご相談ください。

開館日 月曜日から土曜日

開館時間 午前9時から午後5時まで

定休日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

〈以下は広告スペースです〉

やさしさとまごころと安心をお届けする総合メディカルの福祉事業

We send the good relief to you. 福祉介護サービスの提供を通して地域社会へ貢献してまいります。

1 福祉用具レンタル事業	4 福祉施設備品販売事業	7 福祉用具展示・相談サービス	ISO認証取得企業 [品質管理システム]
2 福祉用具販売事業	5 住宅改修事業	えいど工房 (箕面市総合保健福祉センター地下)	
3 福祉用具メンテナンスサービス事業	6 介護タクシー事業		<small>ISO 9001:2000, JIS Q 9001:2000</small> <small>サニタイズ加工(抗菌防臭)製品使用企業</small>

総合メディカル株式会社

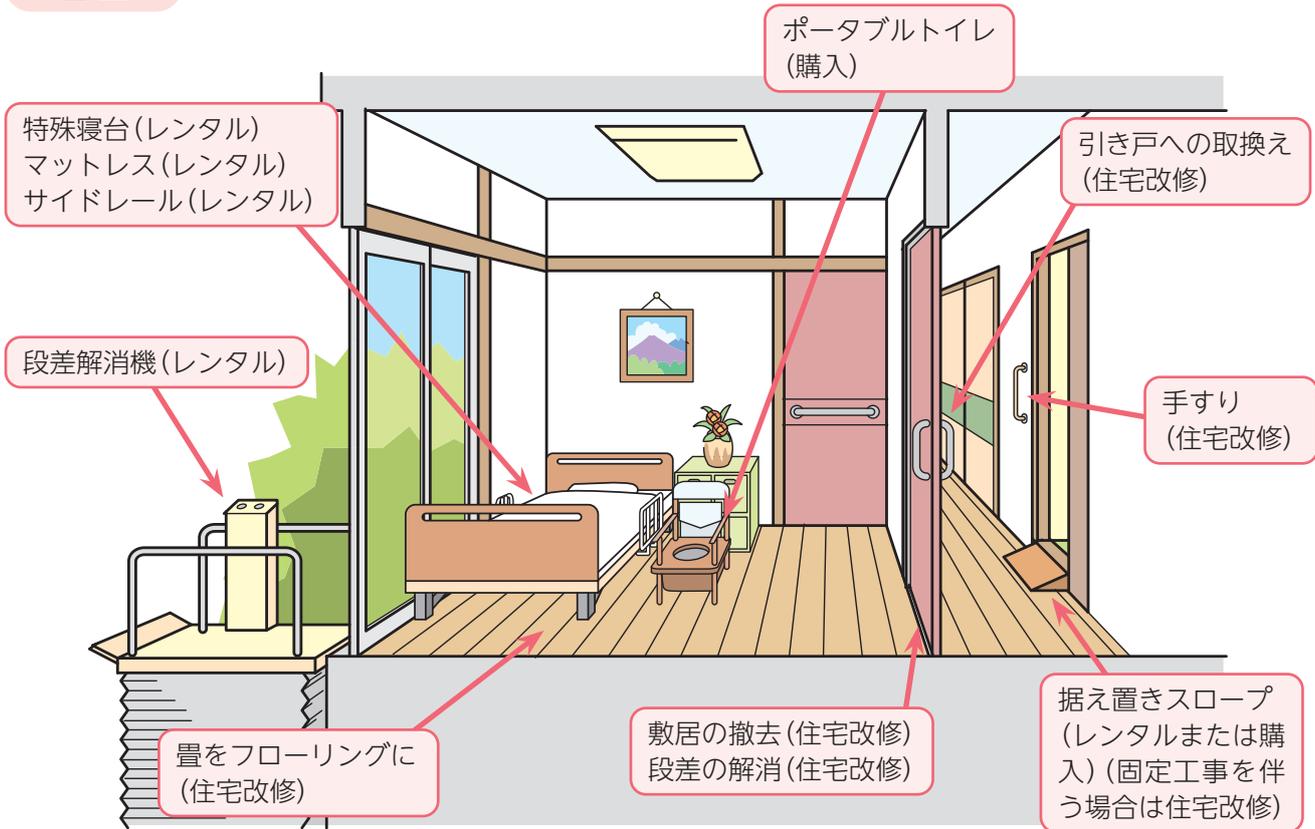
福祉介護用具についてのご相談・ご質問は専門相談員が常駐する総合メディカルまで

本社 〒562-0011 箕面市如意谷2-10-35 TEL.072-723-9121 Fax.072-723-4033	豊中営業所 〒561-0892 豊中市山ノ上町8-10 TEL.06-4865-3077 Fax.06-4865-3087	箕面市総合保健福祉センター内 えいど工房 〒562-0014 箕面市萱野5-8-1 事業所番号 TEL.072-727-9525 2771400211
--	---	---

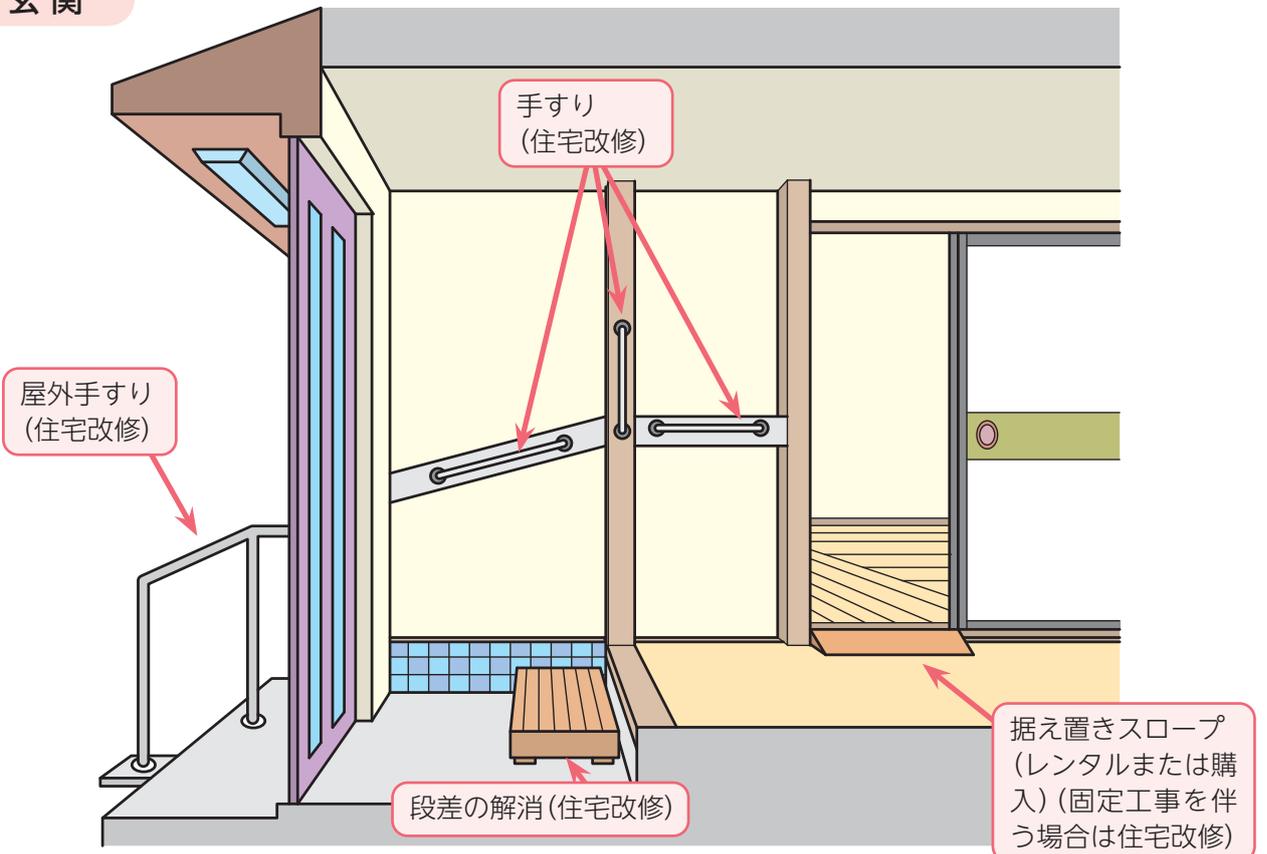
https://www.sougoumedical.jp

住宅改修工事の例

居室



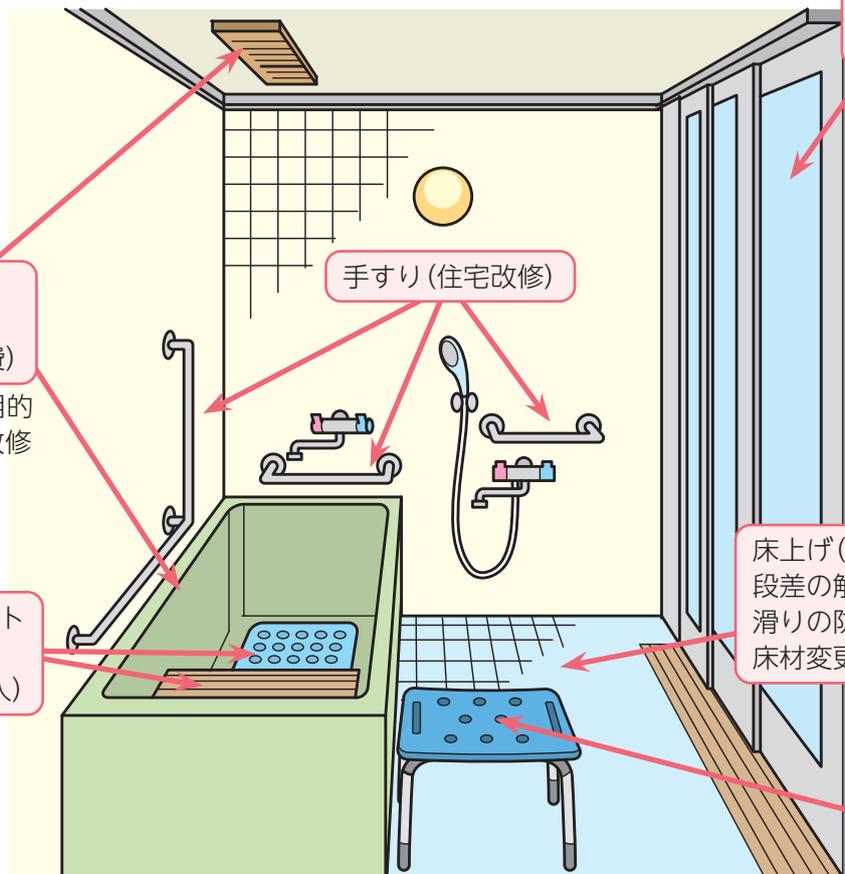
玄関



浴室

浴室暖房(自費)
浴槽交換※
給湯器交換(自費)
※段差の解消が目的
の場合は住宅改修

すべり止めマット
(自費)
浴槽内いす(購入)



手すり(住宅改修)

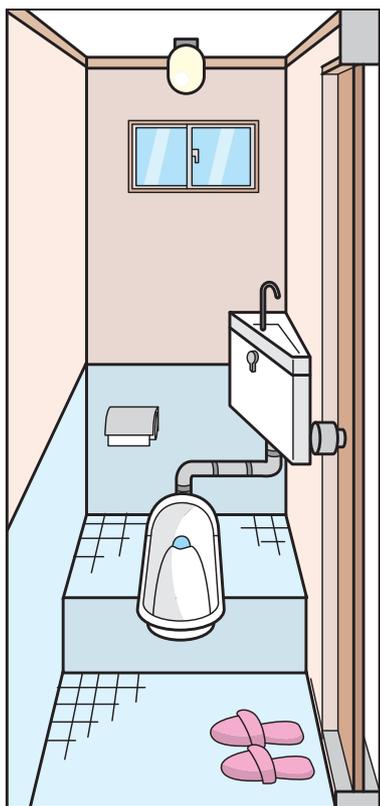
引き戸への取換え
(住宅改修)

床上げ(住宅改修)
段差の解消(住宅改修)
滑りの防止のための
床材変更(住宅改修)

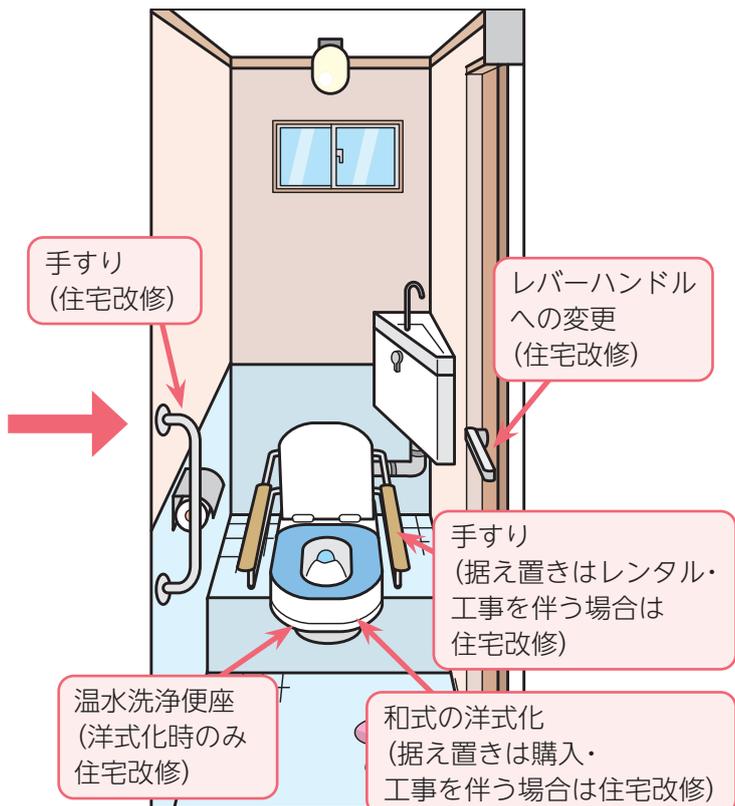
入浴用いす
(購入)

トイレ

◆改修前



◆改修後



手すり
(住宅改修)

レバーハンドル
への変更
(住宅改修)

手すり
(据え置きはレンタル・
工事を伴う場合は
住宅改修)

温水洗浄便座
(洋式化時のみ
住宅改修)

和式の洋式化
(据え置きは購入・
工事を伴う場合は住宅改修)

施設サービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)…箕面市内の事業所はP77へ

認知症のかたが少人数で共同生活することにより、家庭的な環境の中で地域の人との交流を行いながら、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介助を受け、地域で自立した生活が続けられるようにします。

要支援2のかた

介護予防認知症対応型共同生活介護

要支援2のかたが利用できます。(要支援1のかたは利用できません。)

- サービス費用の目安(1日あたり。利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

要支援2	約7,610円
------	---------

要介護1～5のかた

認知症対応型共同生活介護

- サービス費用の目安(1日あたり。利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

要介護1	約7,650円	要介護3	約8,240円
要介護2	約8,010円	要介護4	約8,410円
		要介護5	約8,590円

※食材料費、理美容代、おむつ代その他の日常生活費は別途必要となるほか、入居時の一時金や毎月の家賃相当額の負担が必要です。

〈以下は広告スペースです〉

住宅型有料老人ホーム フォーユー箕面小野原
訪問介護 ケアセンターもみじ
居宅介護支援事業所 ケアプランセンターもみじ

住み慣れた地域での生活を
トータルサポートいたします

施設見学、介護のご相談などいつでもご連絡ください

0120-034-140 TEL 072-726-2072

箕面市小野原西6-16-14 (株)もみじ

- 施設の類型:住宅型有料老人ホーム●権利形態:利用権方式
- 利用料の支払い方式:月払い方式
- 入居時要件:入居時要介護●居室区分:全室個室



**24時間
スタッフ常勤**



阪急「小野原南」駅から徒歩約400m

特定施設入居者生活介護…箕面市内の事業所はP78へ

介護サービスを提供する事業所として指定を受けている有料老人ホーム等に入居しているかたで、支援や介護が必要なかたに対し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の支援を行います。

要支援1・2のかた

▶ 介護予防特定施設入居者生活介護

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用(1日あたり)
介護予防特定施設 入居者生活介護費	要支援1	約1,830円
	要支援2	約3,130円

要介護1～5のかた

▶ 特定施設入居者生活介護

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用(1日あたり)
特定施設入居者 生活介護費	要介護1	約5,420円
	要介護2	約6,090円
	要介護3	約6,790円
	要介護4	約7,440円
	要介護5	約8,130円

※入居一時金や食費、居住費等は別に負担が必要です。金額は施設によって異なります。

※生活相談やケアプランの作成は施設で行い、外部のサービス事業者が介護サービスを提供する「外部サービス利用型」を採用している施設もあります。

〈以下は広告スペースです〉



地域密着リフォーム		創業 50年	
風呂	洗面台	キッチン	トイレ
外壁塗装	内装	エクステリア	電化製品
お見積り無料		屋根	防水
株式会社 セイコー栗生店		072-729-7027	
箕面市栗生間谷西2-6-1-102 (箕面栗生間谷郵便局の横)		定休日：日曜・祝日	

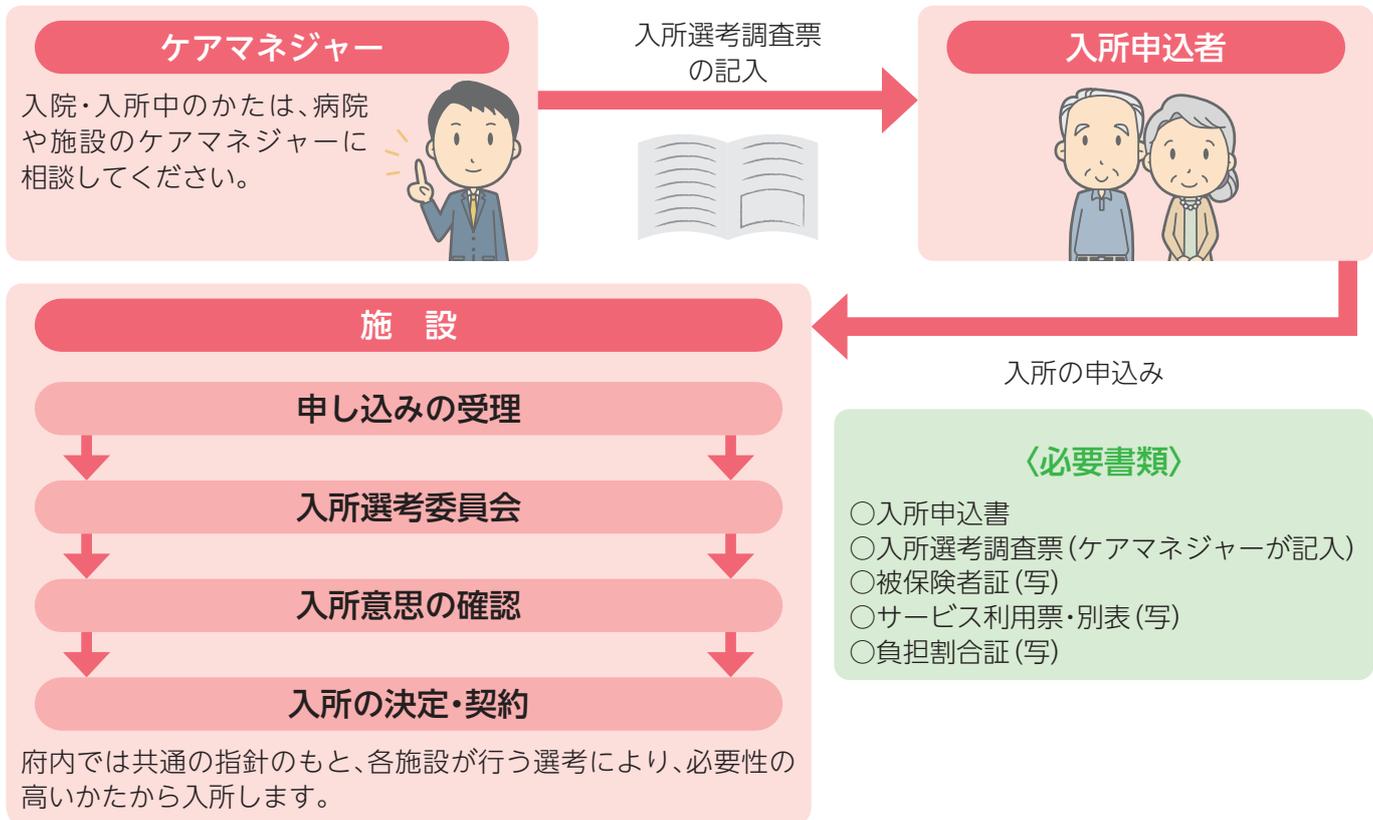
まずはお気軽にお電話ください！

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)…箕面市内の事業所はP77へ

日常生活に介護が必要なかたで、居宅で自立生活を送ることや介護を受けることが困難なかたが入所し、介護を受けて生活する施設です。

食事、排せつ、入浴などの介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。
 ※要支援1・2及び要介護1・2のかたは利用できません。

入所申込み方法 入所申込書に、担当のケアマネジャー等が作成した入所選考調査票等を添えて、施設に直接申し込みます。



府内では共通の指針のもと、各施設が行う選考により、必要性の高いかたから入所します。

● サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用 (1日あたり)	サービス費用 (1カ月(30日)あたり)
介護福祉施設サービス費 ユニット型個室	要介護1(※1)	約6,700円	約201,000円
	要介護2(※1)	約7,400円	約222,000円
	要介護3	約8,150円	約244,500円
	要介護4	約8,860円	約265,800円
	要介護5	約9,550円	約286,500円

※1 平成27年3月以前から入所しているかたのみ。平成27年4月以降の入所は原則要介護3以上のかたとなります。
 ※利用する施設の職員体制やサービスの内容、居室の種別により費用が異なります。
 ※食費(調理費を含む)、居住費及び日常生活費等について別に負担が必要です。
 ※食費及び居住費は、所得に応じて軽減される場合があります。(→P48)

地域密着型介護老人福祉施設(小規模の特別養護老人ホーム)…箕面市内の事業所はP77へ

日常生活に介護が必要なかたで、居宅で自立生活を送ることや介護を受けることが困難なかたが入所し、介護を受けて生活する定員が29人以下の小規模な施設です。

食事、排せつ、入浴などの介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。
 ※要支援1・2及び要介護1・2のかたは利用できません。

●サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用 (1日あたり)	サービス費用 (1ヵ月(30日)あたり)
ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護費	要介護1(※1)	約6,820円	約204,600円
	要介護2(※1)	約7,530円	約225,900円
ユニット型個室の場合	要介護3	約8,280円	約248,400円
	要介護4	約9,010円	約270,300円
	要介護5	約9,710円	約291,300円

※1 平成27年3月以前から入所しているかたのみ。平成27年4月以降の入所は原則要介護3以上のかたととなります。
 ※利用する施設の職員体制やサービスの内容、居室の種別により費用が異なります。
 ※食費(調理費を含む)、居住費及び日常生活費等について別に負担が必要です。
 ※食費及び居住費は、所得に応じて軽減される場合があります。(→P48)

その他

地域密着型サービスには、このほかに下記の入居施設サービスがあります。(ただし、令和6年度から3年間の箕面市の介護保険事業計画ではこの施設を整備する予定はありません。)

▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)

〈以下は広告スペースです〉

皆様のお役に立ちたい。介護タクシーのギアです!!



[タクシー料金]
初乗り運賃1.3km: **600円** お困りの事があれば、お気軽にご相談ください。便利屋: **900円**~30分



介護タクシーギア 公式アプリ

介護タクシーギア 検索

QRコードからアプリを
ダウンロード



配車
予約

ドライバーとの
情報共有

タクシーの
位置
表示

乗車
履歴
確認



介護タクシーギア

[お問い合わせ] <https://gear-inc.co.jp>
〒563-0058 大阪府池田市栄本町1-8 NTT池田ビル4F



0120-015-882

介護老人保健施設(老健) …箕面市内の事業所はP77へ

病状が安定しているかたで、病気、けが等により機能訓練等を必要とするかたが入所する施設です。

自宅に戻るよう機能訓練、看護又は医学的管理下における介護、その他必要な医療、日常生活上の支援を行います。

※要支援1・2のかたは利用できません。

入所申込み方法 施設に直接申し込みます。



たとえば、脳卒中などにより身体に麻痺や障害が残っているかたが、病院での治療や機能訓練を終えた後、自宅に戻るためにさらに機能訓練が必要な場合などに利用します。

●サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区分	要介護度	サービス費用 (1日あたり)	サービス費用 (1ヵ月(30日)あたり)
介護保健施設サービス費(I) 多床室の場合	要介護1	約 7,930円	約237,900円
	要介護2	約 8,430円	約252,900円
	要介護3	約 9,080円	約272,400円
	要介護4	約 9,610円	約288,300円
	要介護5	約10,120円	約303,600円

※利用する施設の職員体制やサービスの内容、居室の種別により費用が異なります。

※食費(調理費を含む)、居住費及び日常生活費等について別に負担が必要です。

※食費及び居住費は、所得に応じて軽減される場合があります。(→P48)

〈以下は広告スペースです〉

心をこめた医療とケアで
安心とゆとりをおとどけます。

介護老人保健施設

箕面グリーンビラ

社会医療法人 寿楽会

入所療養介護(入所) 短期入所療養介護(ショートステイ) 通所リハビリテーション(デイケア) 訪問リハビリテーション(訪問リハ) 居宅介護支援事業(ケアプラン作成)

社会医療法人 寿楽会 介護老人保健施設 箕面グリーンビラ TEL 072-727-3475 FAX 072-727-3476

<https://minoh-greenvilla.jp/>

〒562-0022 箕面市粟生間谷東1-33-25

社会医療法人 寿楽会

大野記念病院
寿楽会クリニック(人工透析)
大野クリニック(人間ドック)
m・oクリニック(集団検診)
ハーバータウンクリニック(人工透析)

介護医療院

長期にわたり療養や介護が必要なかたが入所／入院する施設です。

療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、そのほか必要な医療、日常生活上の支援を行います。

※要支援1・2のかたは利用できません。

入所申込み方法 主治医に相談の上、施設に直接申し込みます。

●療養が必要なかたとは・・・

たとえば、在宅や他の介護保険施設で対応困難な医療処置が必要なかた(病状が不安定な場合や、点滴・中心静脈栄養・気管切開・頻回な吸引・カテーテルの管理等の対応が困難な場合)など。

※「実際に療養が必要かどうか」や「その期間」については、医師の判断によります。主治医または希望する施設に相談してください。

●サービス費用の目安(利用者負担はサービス費用の1割・2割・3割のいずれかです。)

区 分	要介護度	サービス費用 (1日あたり)	サービス費用 (1月(30日)あたり)
I型介護医療院サービス費(I) 多床室の場合	要介護1	約 8,330円	約249,900円
	要介護2	約 9,430円	約282,900円
	要介護3	約11,820円	約354,600円
	要介護4	約12,830円	約384,900円
	要介護5	約13,750円	約412,500円

※利用する施設の職員体制やサービスの内容、居室の種類により費用が異なります。

※食費(調理費を含む)、居住費及び日常生活費等について別に負担が必要です。

※食費及び居住費は、所得に応じて軽減される場合があります。(→P48)

介護保険料は、原則として40歳以上のかた全員にお支払いいただきます。また、第1号被保険者と第2号被保険者とは、保険料の算定方法や支払方法が異なります。

▶ 保険料の額

●65歳以上のかた(第1号被保険者)の保険料

65歳以上のかたの保険料は、各市町村がサービスの需要量や供給基盤の整備状況により介護保険事業計画を策定し、決定することとなっています。この計画は3年ごとに見直すこととなっており、箕面市でも計画の見直しを行い、令和6年度から3年間の第9期保険料を決定しました。

保険料は、被保険者本人の所得状況や世帯の市民税の課税状況により、下表のとおり17段階に区分しています。

65歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)から医療保険の保険料とは別に、第1号被保険者として箕面市に介護保険料をお支払いいただくことになります。

<令和6年度から3年間の第9期介護保険料>

所得段階区分	対象者		保険料率	月額保険料	年額保険料	
	世帯の状況	本人の状況				
第1段階	市民税世帯非課税	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金(*1)受給者で、世帯全員が市民税非課税(*2)	基準額×0.285	1,702円	20,424円	
第2段階		合計所得金額(*3)と課税年金収入額(*4)の合計額	80万円以下	基準額×0.485	2,896円	34,752円
第3段階			80万円超120万円以下			
第4段階			120万円超			
第5段階	80万円以下		基準額×0.85			
第6段階	市民税世帯課税	合計所得金額	基準額	5,970円	71,640円	
第7段階			80万円超	基準額×1.1	6,567円	78,804円
第8段階			120万円未満	基準額×1.2	7,164円	85,968円
第9段階			120万円以上210万円未満	基準額×1.5	8,955円	107,460円
第10段階			210万円以上320万円未満	基準額×1.7	10,149円	121,788円
第11段階			320万円以上420万円未満	基準額×1.9	11,343円	136,116円
第12段階			420万円以上520万円未満	基準額×2.1	12,537円	150,444円
第13段階			520万円以上620万円未満	基準額×2.3	13,731円	164,772円
第14段階			620万円以上720万円未満	基準額×2.5	14,925円	179,100円
第15段階			720万円以上800万円未満	基準額×2.7	16,119円	193,428円
第16段階			800万円以上1,000万円未満	基準額×2.9	17,313円	207,756円
第17段階	1,000万円以上1,500万円未満	基準額×3.2	19,104円	229,248円		
	1,500万円以上2,500万円未満	基準額×3.5	20,895円	250,740円		
	2,500万円以上					

*世帯全員の市民税の課税・非課税は、賦課期日(4月1日、転入した日または65歳に到達した日)の世帯構成で判定します。

(*1)老齢福祉年金:明治44年4月1日以前に生まれたかたなどに支給される特例的な年金です。老齢基礎年金や老齢厚生年金などとは異なります。

(*2)市民税非課税:市民税の所得割及び均等割がともに課税されていないことをいいます。

(※3) 合計所得金額: 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

(※4) 課税対象年金収入額: 老齢・退職(基礎)年金などの課税の対象となる年金の収入額です。遺族年金・障害年金などの非課税年金は含まれません。

●40歳から64歳までのかた(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険の保険料と一緒にお支払いいただきます。なお、保険料は医療保険者によって異なりますので、くわしくは加入されている医療保険者に問い合わせてください。

▶ 保険料の支払方法(65歳以上のかた)

年金の支給時にあらかじめ差し引く方法(特別徴収)と、納付書または口座振替でお支払いいただく方法(普通徴収)があります(支払方法は選択できません)。

●特別徴収の対象となるかた

- 原則として毎年4月1日において本市に住所を有する65歳以上のかたで、老齢・退職(基礎)、障害又は遺族年金の受給額が年額18万円以上のかた

●普通徴収の対象となるかた

- 老齢・退職(基礎)、障害または遺族年金の受給額が年額18万円未満のかた
- 65歳に到達されたかた、転入されたかたや所得段階に変更があったかたは、特別徴収が始まるまで一時的に普通徴収になります。

●介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

介護保険料は、確定申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。なお、特別徴収で年金から差し引かれた保険料については、本人の場合のみ確定申告書に計上することができます。

※必要なかたには、介護・医療・年金室で「介護保険料の納付状況のお知らせ」を発行します。

(電話または電子申請による郵送請求可)

▶ 保険料の滞納にご注意を！！

特別な事情がないのに、納期限後も介護保険料をお支払いいただかないと、介護保険サービスを利用するときに、未納期間に応じて保険給付の制限を受けることになります。介護保険サービスが必要になったときに、大きな負担をせずに必要なサービスを利用するために、保険料は納期限までにお支払いください。

保険料のお支払いが困難な場合は、まずは介護・医療・年金室へご相談ください。

▶ 被保険者証

65歳以上のかた全員に介護保険被保険者証(水色)を交付しています。

被保険者証は認定申請をするときや介護保険サービスを利用するときに必要ですので大切に保管してください。

なお、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合には届出が必要です。また、紛失もしくは破損して使えなくなったときは再交付します。

〈以下は広告スペースです〉



歯科・小児歯科・歯科口腔外科

メープル歯科クリニック





自宅・病院・介護施設で
訪問診療

オンライン
予約有り



	月	火	水	木	金	土	日
9:30～12:30	○	○	○	△	○	☆	△
14:00～18:30	○	○	○	△	○	☆	△

☆ 9:30～17:00 | 木・日・祝日は休診

TEL.072-768-8892

箕面市半町3-13-6 P有り



サービスの利用者負担

介護・医療・年金室 TEL 724-6860 FAX 724-6040

▶ 負担割合証

毎年8月頃に要介護・要支援認定者または総合事業対象者全員に負担割合証を交付します。負担割合証とは被保険者の介護サービス利用における自己負担割合を記載した証です。介護保険サービスを利用するときに必要ですので大切に保管してください。

また、サービス利用の際は、ケアマネジャーやサービス事業所が負担割合の確認ができるよう負担割合証を提示してください。

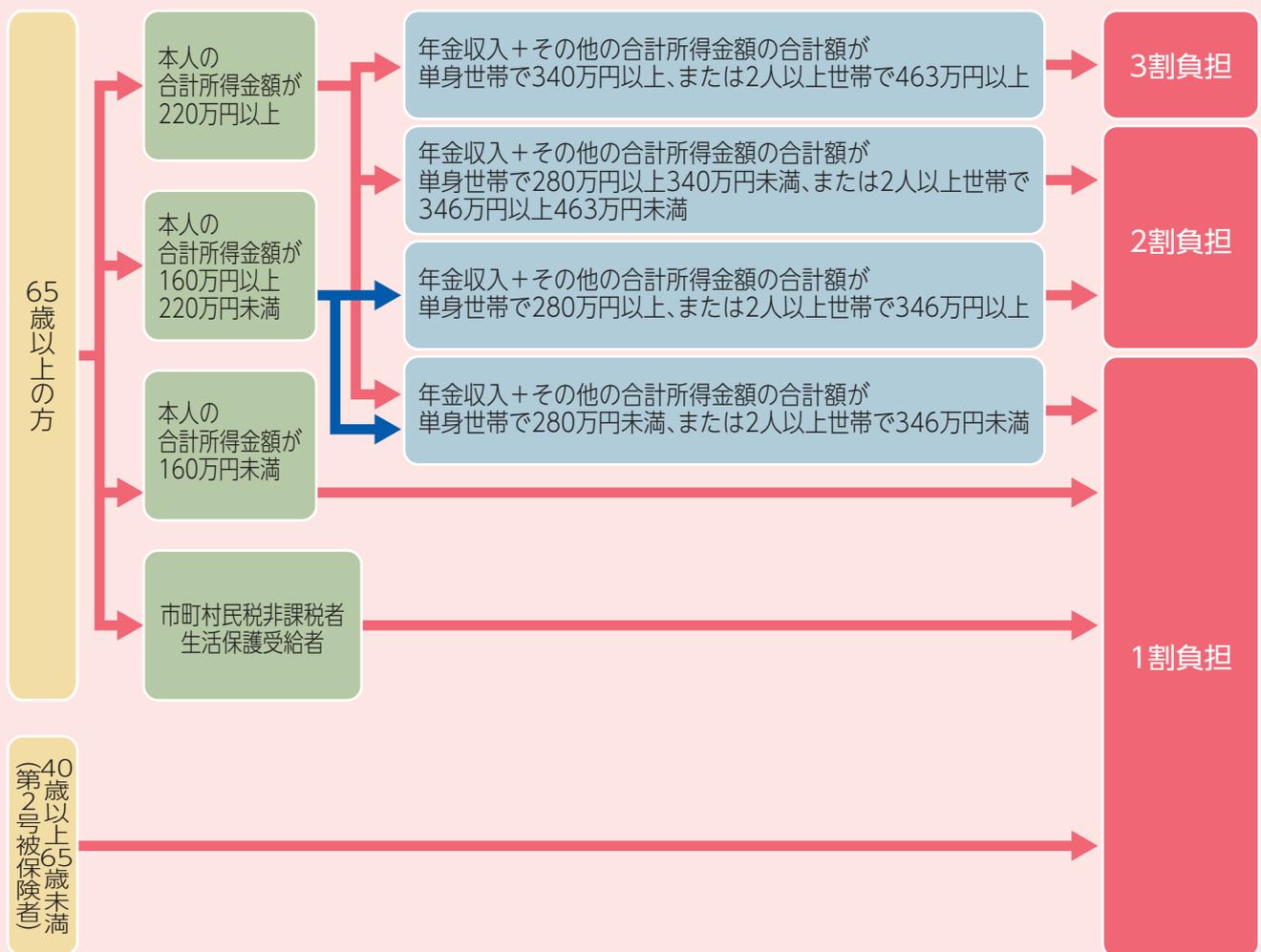
なお、負担割合証の有効期間は当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までです。

▶ 利用者負担割合

第1号被保険者の自己負担割合は、介護保険サービスにかかる費用の1割または2割または3割となります。第2号被保険者のかたは一律1割負担ですが、一定以上の所得がある場合、65歳到達の翌月から2割または3割負担となります。

所得の判定については、毎年8月1日の同一世帯の第1号被保険者の所得に応じ、下記の利用者負担段階の条件に基づいて判定を行います。ただし、有効期間内であっても世帯構成の変更や所得更正等により、自己負担割合が変更になる場合があります。

利用者負担の判定の流れ



▶ 居宅(介護予防)サービス・地域密着型(介護予防)サービスの利用者負担

在宅で受けるサービスは、原則としてかかった費用の1割または2割または3割を負担していただきます。利用するサービスによっては、食事や滞在費、日常生活にかかる費用など、別に負担が必要です。また、要介護度によって、1か月間に利用できるサービスの限度額が次のように決まっています。支給限度額を超えて利用したサービスに係る費用は全額自己負担になります。ただし、居宅療養管理指導など支給限度額の中に含まないサービスもあります。

要介護度	支給限度額
要支援1	約 50,320円
要支援2	約105,310円
要介護1	約167,650円
要介護2	約197,050円
要介護3	約270,480円
要介護4	約309,380円
要介護5	約362,170円

※居宅介護支援事業所や高齢者くらしサポートのケアプラン作成にかかる費用は全額保険で負担しますので、利用者負担はありません。

▶ 施設サービスの利用者負担

施設に入所(入院)して施設サービスを利用した場合、原則として、かかった費用の1割または2割または3割を負担していただきますが、施設の種類、利用者負担段階等によって、利用料が異なります。

また、サービス費用の1割または2割または3割に加えて、食費、居住費(滞在費)、日常生活費などの負担が必要です。なお、居住費(滞在費)・食費は、介護保険施設等と利用者の契約により定められるため、施設によって異なります。

● 基準費用額(施設における居住費・食費の平均的な費用)

食費:1,445円

居住費:ユニット型個室2,066円、ユニット型個室的多床室1,728円

従来型個室1,728円(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,231円)、多床室437円(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設と短期入所生活介護は915円)

〈以下は広告スペースです〉



高齢者配食・糖尿・腎臓・透析・ムース食の宅配弁当

LIFE DELI 箕面店



〒562-0031 大阪府箕面市小野原東3丁目5-27
tel.072-707-2722 fax.050-6868-4454 HP:<https://lifedeli.jp/s-minoh.html>

特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給(負担限度額認定証の交付)

食費や居住費(滞在費)の負担については、低所得者の利用者負担が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されます。ただし、基準費用額を超えて負担する契約をしている場合は支給の対象になりません。また、通所介護(デイサービス)及び通所リハビリテーション(デイケア)の食費は対象になりません。

特定入所者介護(介護予防)サービス費の適用を受けるには、あらかじめ介護・医療・年金室に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、事業者に提示する必要があります。

軽減の対象となる施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設(老人保健施設) ・介護医療院
- ・短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ) ・短期入所療養介護(医療施設等のショートステイ)

<利用者負担段階ごとの対象者の要件と負担限度額>

	利用者負担段階		食費		居住費			
	所得 ^(※1) の状況等	預貯金等の資産の状況 ^(※2)	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	生活保護の受給者	要件なし						
	高齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300円	300円	880円	550円	550円 ^{※4} (380円)	0円
第2段階	所得の合計額が80万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円	600円	880円	550円	550円 ^{※4} (480円)	430円
第3段階①	所得の合計額が80万円超120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円 ^{※4} (880円)	430円
第3段階②	所得の合計額が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	1,370円 ^{※4} (880円)	430円

※1 ここでの所得とは、「課税年金収入額+非課税年金(遺族年金、障害年金等)収入額+その他の合計所得金額」を指します。

※2 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)のかたは、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産の上限額は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

※3 同一世帯に属しない配偶者(事実婚含む)についても、市民税非課税であることが条件です。

※4 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

▶ 市民税課税層における特例減額措置について

市民税課税世帯のかたには負担限度額認定が適用されませんが、世帯のうち1人が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅生活者が生活困難になることがないように、食費・居住費が軽減される制度(特例減額措置)があります。※ただし、短期入所(ショートステイ)の利用については、この特例減額措置は適用されません。

●対象となるかた(次の要件をすべて満たすかた)

1. 世帯の構成員の数が2名以上であること
2. 介護保険施設に入所し、負担限度額認定非該当で、食費・居住費を負担していること
3. 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(施設サービス費の1割または2割負担額、食費・居住費の年間合計額)の見込額を除いた額が80万円以下となること
4. 世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下であること(有価証券、債券等も含む)
5. 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
6. 介護保険料を滞納していないこと

●軽減措置の内容

利用者負担段階第3段階②を適用する

詳細、申請方法については介護・医療・年金室(電話:724-6860)までお問い合わせください。

高額介護(介護予防)・総合事業サービス費の支給

介護保険サービスを利用して利用料の負担が高額になった場合、市民税の課税状況等に応じてその世帯及び個人の1カ月あたりの負担上限額が次のように決められています。

この上限額を超える額については、一旦サービス事業所に支払い、後日、市に申請をすることにより払い戻します。申請が必要なかたには市から通知します。

利用者負担上限額(月額)は、以下のとおりです。

所得区分	負担上限額(月額)
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上のかた	140,100円(世帯)
課税所得約380万円(年収約770万円)以上約690万円(年収約1,160万円)未満のかた	93,000円(世帯)
課税所得約145万円(年収約383万円)以上約380万円(年収約770万円)未満のかた	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されているかた	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていないかた	24,600円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない世帯で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下のかた	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給しているかた	15,000円(個人)

(注意1) 保険対象の1割または2割または3割負担分のみが対象となります。

(注意2) 支給限度額を超える利用者負担分、施設サービスでの食費・居住費(滞在費)・その他日常生活費、福祉用具購入費・住宅改修費の1割または2割または3割負担分は対象外です。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすのかたや荷物を両手に持っているかたでも楽に出入りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。

高額医療合算介護(介護予防)・総合事業サービス費の支給

介護保険サービスや各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)の自己負担額が高額になった場合には、それぞれの制度において負担上限額(月額)が設けられ、これを超えた分が支給されます。

これに加え、1年間(毎年8月から翌年7月までに)に支払った介護保険サービスの利用者負担額(1割または2割または3割)と各医療保険の世帯内での自己負担額の合計額が高額になった場合にも、所得区分ごとに一定の限度額を超えた分を、それぞれの自己負担額の比率に応じて按分し、介護保険からは「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」、各医療保険からは「高額介護合算療養費」として支給されます。支給を受ける場合は申請が必要です。

自己負担額は、高額介護(介護予防)サービス費及び高額療養費の支給額を除いた額です。

支給限度額を超える利用者負担分、施設サービスでの食費・居住費(滞在費)、その他日常生活費、福祉用具購入費・住宅改修費の1割または2割または3割負担分は対象外です。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(8月～翌年7月の算定分)

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

●申請手続きについて

- ①支給対象期間の末日時点で「**箕面市国民健康保険**」または「**後期高齢者医療**」に加入のかた
支給の可能性のあるかたには、申請のお知らせを送付します。ただし、支給対象期間内に他の医療保険に加入していた場合や箕面市に転入された場合などは、お知らせできないこともありますので、医療保険と介護保険の自己負担の合算額が高額になっている場合は、介護・医療・年金室(電話:724-6860)までおたずねください。
- ②支給対象期間の末日時点で**会社の健康保険**などに加入のかた
加入していた医療保険へ申請します。介護保険者が交付する「自己負担額証明書」の添付が必要となります。

〈以下は広告スペースです〉

在宅診療

往診

内科・循環器内科・消化器内科

さくら通り循環器消化器内科

**在宅診療・
往診について**

- 足腰が弱くなり歩行に介助が必要など、通院が困難な方
- 病院を退院後、自宅での治療を希望される方
- 在宅末期療養(癌など)をご希望の方

上記などの状態で、ご自宅での診療を希望される方はご相談ください。072-725-6131(担当 竹内医師)

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00 ~ 12:30	●	●	●	★	★	●
16:30 ~ 20:00※	●	●	●	★	★	○

※受付終了 19:30 ●:竹内医師/赤木医師 ★:竹内医師 ☆:赤木医師
○:14:00~17:00

TEL 072-725-6131

FAX 072-725-6132

箕面市桜ヶ丘3丁目9-19 3F

P 有り

隣接キリン堂
P 27台利用可

▶ 介護保険関連の税の控除等について

介護保険によるサービスを利用した場合や、寝たきり、認知症などの障害がある場合及びこれらのかたを扶養している場合、また、寝たきりの状態でおむつを使用している場合などは、一定の要件のもとで課税所得から控除を受けることができます。

これらの税控除の取扱いは変更されることがあります。詳しくは下記へお問い合わせください。

- 所得税等…豊能税務署 電話 751-2441
- 市府民税…市役所別館1階税務室 電話 724-6710 ファクス 723-5538

▶ 社会保険料控除

お支払いいただいた介護保険料は、確定申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。なお、特別徴収で年金から差し引かれた保険料については、本人の場合のみ確定申告書に計上することができます。

※必要なかたには、介護・医療・年金室で「介護保険料の納付状況のお知らせ」を発行します。(電話または電子申請による郵送請求可)

▶ 医療費控除

1) 介護保険によるサービスを利用した場合

対象者

次の介護保険サービスのいずれかを利用したかた。ただし、福祉系居宅サービスについては、ケアプランに基づき医療系居宅サービスと併せて利用した場合のみ対象になります。

対象になる自己負担額

サービスの種類ごとに控除の対象になる費目と金額が異なります。
(52～53ページ参照)

手続き

介護サービス事業者もしくは施設が発行した利用料等の「領収証」を、確定申告時に添付または提示してください。(ただし、添付・提示を省略することも可能ですので、くわしくは税務署等にお問い合わせください。)

2) 寝たきりによりおむつを使用した場合

対象者

寝たきりのかたで、継続的に治療を行う医師がおむつの使用を認め、かつ、次の要件を満たすかた。

- (1) 病気等によりおおむね6カ月以上にわたり寝たきりの状態にあると認められるかた
- (2) その病気について、治療を継続して行う必要があるかた

手続き

医師が発行した「おむつ使用証明書」を確定申告時に添付してください。

なお、おむつ使用による医療費控除を受けるのが2年目以降のかたで要介護認定を受けている場合は、そのかたの主治医意見書の記載内容が要件を満たせば、「おむつ使用証明書」の代わりに、市(高齢福祉室 電話:727-9559)が発行する主治医意見書確認書により、医療費控除を受けることができます。

ただし、これらの書類の添付・提示を省略することも可能ですので、くわしくは税務署等にお問い合わせください。

▶ 医療費控除の対象となる介護保険制度下での居宅サービス・施設サービス等

1) 居宅サービス等

介護保険制度の下で、介護サービス事業者から要介護者または要支援者が提供を受ける居宅サービスや介護予防サービスの対価のうち、療養上の世話の対価に相当する部分の金額は、医療費控除の対象となります。

① 医療費控除の対象となる居宅サービス等の種類

- 訪問看護
- 介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導(医師等による管理・指導)
- 介護予防居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション(医療機関でのデイサービス)
- 介護予防通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護(ショートステイ)
- 介護予防短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(一体型事業所で訪問看護を利用する場合があります。)
- 看護・小規模多機能型居宅介護
(上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限りします。)

② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等の種類

- 訪問介護
(ホームヘルプサービス)(生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除きます。)
- 夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 通所介護(デイサービス)
- 地域密着型通所介護(※平成28年4月1日より)
- 認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 介護予防短期入所生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限りします。)
- 看護・小規模多機能型居宅介護
(上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限りします。)
- 地域支援事業の訪問型サービス
(生活援助中心のサービスを除きます。)
- 地域支援事業の通所型サービス
(生活援助中心のサービスを除きます。)

③ 医療費控除の対象外となる居宅サービス等の種類

- 訪問介護(生活援助中心型)
- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 介護予防福祉用具貸与
- 看護・小規模多機能型居宅介護
(生活援助中心型の訪問介護の部分)
- 地域支援事業の訪問型サービス
(生活援助中心のサービスに限りします。)
- 地域支援事業の通所型サービス
(生活援助中心のサービスに限りします。)
- 地域支援事業の生活支援サービス

(注)

※指定居宅サービス事業者等が発行する領収証(ケアプランを作成した事業者名が記載されたもの)に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。

※通所リハビリテーションや通所介護、短期入所生活介護などの居宅サービス等の提供を受けるために、介護老人保健施設や指定介護老人福祉施設などへ通う際の交通費については、これらの居宅サービス等の対価に係る自己負担額が医療費控除の対象となった場合で、かつ、通常必要なものに限り、医療費控除の対象となります。

※高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することとなります。

※上記②の居宅サービス(①の居宅サービスと併せて利用しない場合に限りします。)または③の居宅サービス等において行われる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価(居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額)は、医療費控除の対象となります。

2) 施設サービス

介護保険制度の下における施設サービスの対価で、医療費控除の対象となるものの概要は、次の表のとおりです。

施設名	医療費控除の対象
指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額
介護老人保健施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額
介護医療院	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額

※いずれの施設においても、日常生活費及び特別なサービス費用は、医療費控除の対象外です。

(注)

※介護保険法の改正(平成17年10月1日施行)により、施設サービスの対価のうち居住費及び食費は、介護保険給付の対象外となりましたが、これらの自己負担額(指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設についてはその1/2相当額)は医療費控除の対象となります。

※日常生活費とは、理美容代やその他施設サービス等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものの費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるものです。

なお、入所者に係るおむつ代は介護費として介護保険給付の対象に含まれますので、その自己負担額(指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設についてはその1/2相当額)が医療費控除の対象になります。

※介護老人保健施設や介護医療院の個室等の特別室の使用料(診療又は治療を受けるためにやむを得ず支払うものに限ります。)は医療費控除の対象となります。

※指定介護老人福祉施設等が発行する領収証には、医療費控除の対象となる金額が記載されることになっています。

※高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、その2分の1に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。

(国税庁ホームページより)

▶ 障害者控除

対象者

本人またはその控除対象配偶者や扶養親族が、表1のいずれかの区分にあてはまるかた

手続き

年末調整(給与所得者の場合)または確定申告時に、表1の書類の提示・提出などが必要です。

区分	必要書類
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているかた	各手帳
寝たきりや認知症の高齢者で、表2の基準に該当するかた	市が発行する「障害者控除対象者認定書」(発行について 高齢福祉室 電話:727-9559)

介護認定結果	基準
要介護4・5	「特別障害者」として認定する。
要介護1～3	基本的には「障害者」として認定する。 ただし、次の場合特例的に「特別障害者」として認定する。 ●知的障害者(重度)に準ずる場合 ●寝たきり高齢者 ●身体障害者(1級又は2級)に準ずる場合
要支援1・2	基本的には認定しない。(非該当) ただし、次の場合特例的に「障害者」又は「特別障害者」として認定する。 「障害者」 ●知的障害者(中度・軽度)に準ずる場合 ●身体障害者(3級～6級)に準ずる場合 「特別障害者」 ●知的障害者(重度)に準ずる場合 ●寝たきり高齢者に準ずる場合 ●身体障害者(1級又は2級)に準ずる場合

※1 当該年の12月31日を有効期間に含む要介護認定資料で判断する。ただし、12月30日までに死亡している場合は死亡した日を有効期間に含む要介護認定資料で判断する。

※2 有効な要介護認定資料がない場合(認定を受けていない場合や有効期間が終了している場合等)は非該当とする。